

「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について」(案)に対するご意見等

全体

- ・ 「はじめに」の最後の段落に、「今年度においては」を加える。
- ・ 参考、資料、表など、本文との関係において重要と考えられる順に整理が必要。また、これらは必要不可欠なものを厳選して添付することが望ましい。

試験研究用原子炉施設等におけるクリアランス制度について

- ・ 本件については、 制度化することの意義と必要性、 これまでの検討状況をまとめ、 国の関与と事業者の規定（検認制度）を定めることの方針を述べ、 適用にあたっての課題抽出を行い、 課題の検討、技術的要件についての検討は今後実施する。という流れでまとめられていると理解しているが、文章全体に論旨が伝わりにくく、整理が必要である。
- ・ 「4. 検討結果」と「5. まとめ」の区別が曖昧である。（検討結果に書かれるべき結論がかかれず、まとめで同じようなことを重複して述べている。例えば、検討結果にはクリアランスレベルを検討することの妥当性と国の関与のあり方とそのために検討すべき事柄、まとめの部分には残された課題を明記。）
- ・ 可能であれば、重要放射性核種が適用できる場合と、できない場合の違いが一目でわかるような図を挿入することが望ましい。
- ・ トレーサビリティについて「クリアランス制度が社会的に定着するまでの間」となっているが、トレーサビリティの確保は制度定着後も「信頼と透明性の確保のために必要不可欠なもの」と考える。
- ・ 参考資料 1、2 が他の資料の情報内容に比べてあまりにも違いすぎる。
- ・ 「用語の定義」中、クリアランスレベルは管理されていたものが、管理を必要としないものとなる旨記述した方がよい。

試験研究用原子炉等における解体・廃止制度について

- ・ 廃止措置の開始時点は、「原子炉の運転を恒久的に停止するための作業に着手した時点」、「使用施設としての運用を取り止めるための作業に着手した時点」とすべきと考える。
- ・ 廃止措置の開始時点は、明記されているが、終了時点の定義も明記すべき。
- ・ 整備すべき技術水準、廃止措置中の義務、廃止措置中の国による検査、運転から廃止措置への移行期間の規制は、基本的な考え方（方針）が述べられているのみ。未検討若しくは継続検討内容がわかるような記述をすべき。
- ・ 「許可を取り消された者」あるいは「事業者の死亡・解散時」に事業者責任をベースとする規制を適用することは問題があると考え。この点については、今後の検討課題であることを記すべき。

少量核燃料物質の使用に係る安全規制について

- ・ 「3. 今後の進め方」中、～ は内容として国の役割のようなので、記述を修正すべき。

自然放射性物質の使用に係る安全管理について

- ・ 本件については、放射線審議会基本部会の内容を確認したに過ぎないので、鋭意検討した内容として報告書に載せるべきものか疑問